O. S. 29
争 1567

労秘第二七七五號
昭和五年八月十九日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社會局長官 殿
各 廳府縣長官 殿
（北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 靜岡 福岡）

合資會社潮浜木工所勞働爭議ニ關スル件（第十三報ニ付解決）

要旨ノ（一）八月十六日所轄署ニ於テ勞資代表ノ依賴ニヨリ調停シ四箇條解決セリ
（二）本爭議ニヨリ解雇手當ヲ受クルモノ三十六名ニシテ之ニ支給スベキ總金額五千五百五十四圓ナリ（爭議團退職手當ヲ支給セル者ハ除ク）

標記爭議ニ關シ勞働抗爭中ノ處所轄警察署ノ調停ニヨリ内濟解決セルカ狀況左記ノ通ニ有之

（裏面）

…ヲボリ取ッ…
…ノ金ヲ私ノ…ヤ…
とすまんだ、
完全ニシッカリ取ル迄ハ
今ニ俺達ヲ苦メ泣キ入レタ社ノ手ヲ放サヌ俺達ヲ死ぬ
（爭議中ノ勞働者團結ヲ
破ラントシ銀行ノ金ヲ
勞働者ニ渡サヌ）
俺達ノ爭ハ洲崎ト
ハ違ッテ全ク勞働者ノ
ミニテ始メタ爭ニ
ガ干ヨウガスルト社ノ手ニ掛ッテ喰ヒ物ニ
入ッテヤロウデ、
同志ヲ見殺ニスルナ、
爭議ヲ續ケ者ヲ救ヘ
救援ノ金ヲドシ〳〵送レ
潮浜木工所勞働者一同

（裏面）

…ノ爲メヤ
…ニ言ヘ、ハ、ニ